

まぐまっこ a s o b i b a 1 0 0 認定事業に係る周知広報及びステッカー制作業務
委託に関する質問と回答

No.	質 問	回 答
1	<p>「様式第 2：事業者概要及び実績表」(5) 類似業務の受託実績において、「国又は地方公共団体から受託した周知広報業務又はステッカー制作業務」とありますが、</p> <p style="padding-left: 2em;">国又は地方公共団体が運営する実行委員会 国又は地方公共団体が設立した公社 国又は地方公共団体の外郭団体である公益財団法人や公益社団法人</p> <p>を含めてもよろしいでしょうか。</p>	<p>国又は地方公共団体から直接受託した実績があることを要件とし、「国又は地方公共団体が運営する実行委員会」、「国又は地方公共団体が設立した公社」、「国又は地方公共団体の外郭団体である公益財団法人や公益社団法人」から受託した実績は含みません。</p>
2	<p>「様式第 2：事業者概要及び実績表」(5) 類似業務の受託実績において、「国又は地方公共団体から受託した周知広報業務又はステッカー制作業務」とありますが、「又は」なので、周知広報業務を含まない「ステッカー制作業務」のみであっても、実績として記載してもよろしいでしょうか。</p>	<p>「周知広報業務」と「ステッカー制作業務」いずれかのみの実績でも、実績として記載してください。</p>
3	<p>「まぐまっこ a s o b i b a 1 0 0 認定事業」において、事業名称に「100」と記載しているので、「100の施設を認定する事業」と受け止められます。そこで、本周知広報業務において、「100施設以上からの応募があり、その中から令和8年8月上旬までに100施設を認定する」までに至らせるのも、受注者の周知広報業務における必須業務になるのでしょうか。それとも、「発注者との協議のうえで実施する周知広報業務を遂行すれば、応募者数や認定数は、受注者に対しては問わない」との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業名称の「100」は、多くの施設を認定したいという思いを込めたものであり、施設数は「100」にこだわりません。したがって、認定施設数が一定数に達するよう受託した事業者へ義務を課すことはありません。</p>

No.	質 問	回 答
4	<p>仕様書3・(2) 認定対象及び認定要件・①遊び場及び②店舗等において、「業種」「提供サービスの内容」は問わないのでしょうか。</p> <p>例：自動車販売店・ハウスメーカー・病院・美容室 等のキッズスペース、ゲームセンター（アーケードゲーム・クレーンゲーム等）、複合アミューズメント施設（各種スポーツ・ボウリング・カラオケ・アーケードゲーム・クレーンゲーム等）、屋内スポーツ施設（バッティングセンター、ボルダリング、卓球、ビリヤード等）</p> <p>差し支えなければ、上記の中から、対象に含まれる「業種」「提供サービスの内容」、逆に、対象外の「業種」「提供サービスの内容」をお示しいただけないでしょうか。</p>	<p>具体的な対象については、今後、庁内に設置した認定審査会において審議し、決定する予定であり、後日改めてお示しします。</p> <p>なお、現時点における想定では、一緒に楽しめて気軽に過ごせるという観点から、自動車販売店・ハウスメーカー・病院・美容室・ゲームセンターは基本的に対象外と考えています。</p>
5	<p>鹿児島市が運営する親子交流施設（りぼんかん・なかよしの・いしきらら・なかまっち・たにっこりん）や公民館、福祉館、図書館などの公共施設は対象に含まれますか。</p>	<p>子育て支援施設等の市の施設も対象に含まれますが、認定に関する事務は市で実施します。</p>